

ベース・レジストリの利用促進に向けた課題

2024年9月25日

デジタル庁

本日議論いただきたいこと

背景：

これまでの検討会において、「ベース・レジストリと制度的課題」について議論をいただき、これを踏まえて国会に提出した法案が、5月31日に成立し、6月7日公布※されたところ。

※情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）

今後、同法に基づき、具体的なシステム整備を進めていくことになるが、システム整備にあたっては投資対効果の精査が必要不可欠であり、その前提として「政策効果」を具体的に示していく必要がある。また、今後、法人や、不動産、アドレスなどに関するデータを行政機関等に連携させるにあたっては、政策効果を最大限発現させるため、横断的な課題解消に向けた検討や、提供データの拡充についての検討を行うことも求められる。

本日議論いただきたい課題：

そのため、本日、以下の案についてご議論いただきたい。

1. ベース・レジストリの政策効果について
2. 文字規格に係る課題への対応方針（案）について
3. 地図データの提供に関する検討（案）について

(参考) これまでの取り組みと今後の方針

- ベース・レジストリ事業は、実証事業等を通じ、具体的なユースケースやニーズを整理し、制度的な対応含め、検討を整理してきた。その間、整備に大きな課題の見つかったものは中止するなどの判断も行ってきた。
- 2022年度は、「ベース・レジストリは制度横断で多数の手続等で参照され、正確性や最新性等を確保したデータを整備することにより、国民の利便性向上や行政運営の簡素化、効率化に資するものである」という趣旨を踏まえ、**法人、不動産、住所の3分野に注力し、それ以外の分野は合理化を図り**、制度的な対応含めて検討することとした。
- 2023年度は、各分野におけるユースケースやニーズを精緻化するとともに、各分野における優先順位（整備方針）をまとめるとともに、必要な制度的対応として、今国会に法案を提出した。
- 2024年度は、提出法案等に基づき、各分野における具体的な整備の検討を進め、**2025年夏頃までに、整備方針／内容／取組主体等を記載する「公的基礎情報データベース整備改善計画」**をとりまとめ、2025年度は当該計画に基づき、必要なシステム整備等を実施。

2022年度

実証事業等を通じた
整備分野の設定

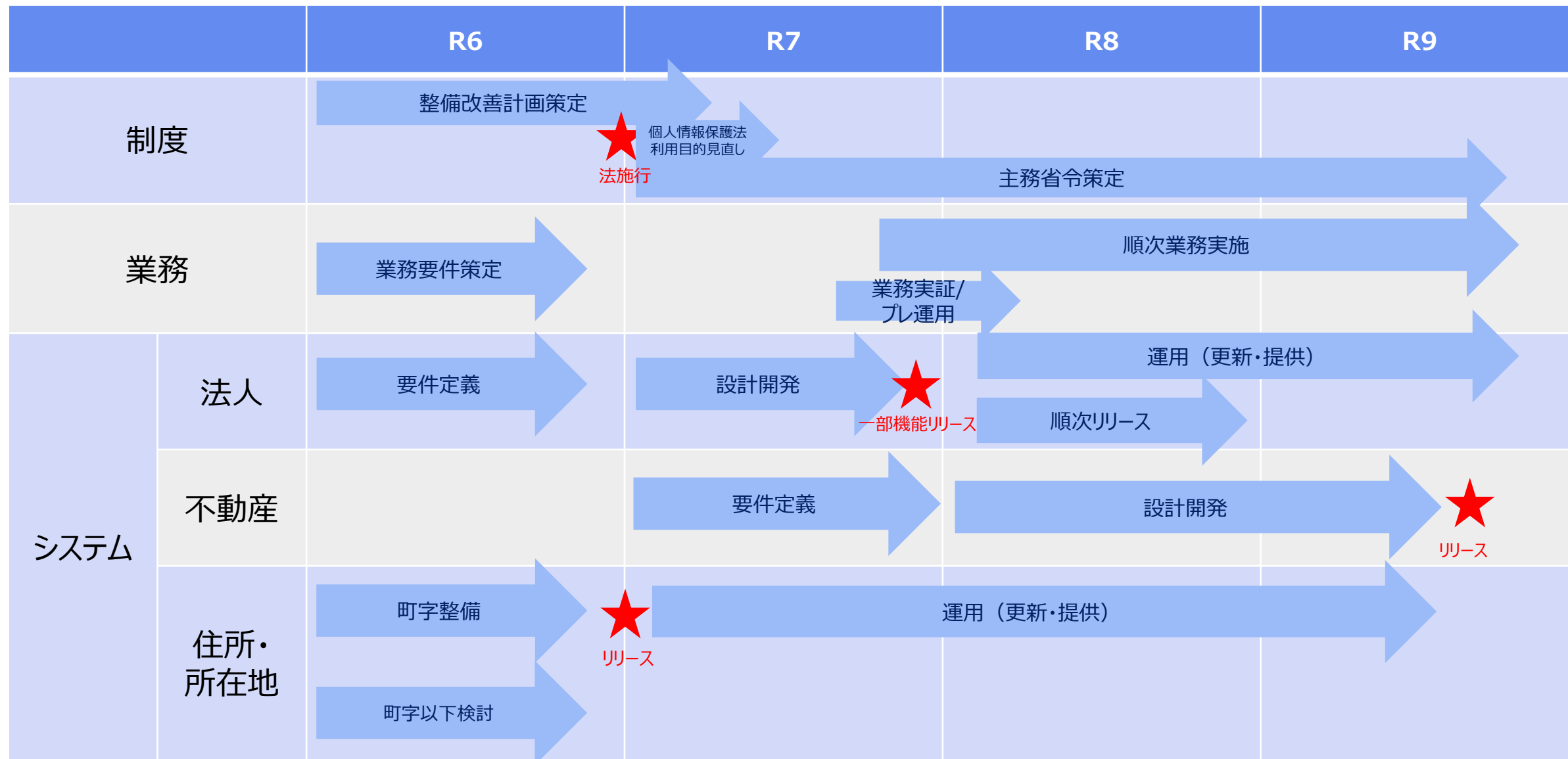
2023年度

各分野におけるユース
ケースやニーズ精緻化と
整備方針のとりまとめ

2024年度

具体的な整備改善の実施
(要件定義、システム整
備、データ提供等)

(参考) 今後のスケジュール イメージ



(参考) デジタル社会の実現に向けた重点計画

(2024年6月21日閣議決定)

(1) デジタル共通基盤構築の強化・加速

① デジタル共通基盤構築

イ 法人におけるデジタル完結の基盤となる取組の強化・加速

A 公的基礎情報データベース（ベース・レジストリ）の整備

行政手続において情報の提出は一度限りとすること（ワンスオンリー）や民間事業者の DX 促進等に向けて、行政機関間の情報連携や民間事業者を含めたデータの利活用を推進するために、公的基礎情報データベース（ベース・レジストリ）として、社会の基盤となるデータ群の整備や利活用を進めているところ。

今後、公的基礎情報データベース（ベース・レジストリ）について、2024 年通常国会で成立した情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（以下「デジタル社会形成基本法等の一部改正法」という。）に基づき、公的基礎情報データベース整備改善計画（以下「整備改善計画」という。）を策定し、総合的かつ計画的に整備や利用を推進する。公的基礎情報データベース（ベース・レジストリ）を構成するデータの品質を確保するため、関係機関の果たすべき役割や具体的な取組を検討し、整備改善計画において定める。

商業登記・不動産登記関係データベースについては、整備改善計画で定めた全ての国の行政機関や自治体ができるデータベースの整備を行うとともに、同計画に基づき利用目的の特定、変更を行う等の個人情報 の適正な取扱いの観点から必要な対応を行う。

住所・所在地関係データベースについては、地方公共団体の協力を得て、関係省庁と連携し 2024年度中に町字情報を整備し、地方公共団体から町字の変更について提供を受けデータの最新性を保つ。

民間企業に対する登記情報API の開放について、利便性向上及び個人情報の適正な取扱いの観点から登記制度の趣旨を踏まえて検討する。

(参考) デジタル社会の実現に向けた重点計画

(2024年6月21日閣議決定)

○[No.1-2] データの品質の確保

・ 手入力による誤記や表記揺れを防止するため、電子申請等における法人の名称や本店所在地、個人の住所、事務所の所在地等の入力に当たっては、整備されたベース・レジストリや関連する参照実装の利用を推進する。

具体的な目標： 電子申請等において、2030年までに500手続で住所・所在地関係データベース（アドレス・ベース・レジストリ）を参照

主担当省庁：デジタル庁

(参考) デジタル社会の実現に向けた重点計画

(2024年6月21日閣議決定)

○[No.1-43] ベース・レジストリ（公的基礎情報データベース）の整備・利用促進

・ベース・レジストリについて、2024年通常国会で成立したデジタル社会形成基本法等の一部改正法に基づき、多数の手續において参照され、国民の利便性向上や行政運営の改善に資するものについて、2025年夏までに、公的基礎情報データベース整備改善計画（「整備改善計画」）を策定し、総合的かつ計画的に整備や利用を推進する。ベース・レジストリを構成するデータの品質を確保するため、①標準化に係る横断的な基準等を策定するデジタル庁②データベースを構成するデータの元となる情報を所管し、その内容を正確かつ最新に保つ行政機関③標準化に適合し、利用環境を担保したデータベースやシステムを整備・管理する行政機関について、果たすべき役割や具体的な取組を検討し、整備改善計画において定める。

具体的な目標：2025年夏までに、公的基礎情報データベース整備改善計画の策定

主担当省庁：デジタル庁

(参考) デジタル社会の実現に向けた重点計画

(2024年6月21日閣議決定)

○[No.1-44] 商業・法人登記データベース、不動産登記関係データベース、住所・所在地関係データベース

・ 商業・法人登記情報は2025年度、不動産登記情報は2027年度以降順次全ての行政機関がデータにアクセスする環境（2025年度から不動産登記情報の提供を年次で行うことを含む。）を整備するため、デジタル庁・法務省でシステム整備を検討する。法施行後直ちに整備改善計画を策定し、デジタル庁・法務省で当該計画に基づく利用目的の特定又は変更を行う等の個人情報の適正な取扱いの観点から必要な対応を行う。

具体的な目標：年約5,000万件の手續の効率化

主担当省庁：デジタル庁

(参考) デジタル社会の実現に向けた重点計画

(2024年6月21日閣議決定)

○[No.1-45] ベース・レジストリ（公的基礎情報データベース）運用体制

・ 政府として効果的に整備を行うため、政府が策定する公的基礎情報データベース整備改善計画において、データベースの整備等を行う関係行政機関の責務とともに、国立印刷局の果たすべき役割を定め、これに基づき、国立印刷局が住所・所在地関係データベース及び商業・不動産関係データベースの運用事務（「データの加工、記録、保存及び提供」をいう。以下同じ）を担えるようにする。特に、住所・所在地関係データベースについては、2024年度に国立印刷局において運用体制構築のための準備行為を行うとともに、2025年度以降、国立印刷局が同データベースの運用事務を担う。

具体的な目標：2024年度に国立印刷局において運用体制構築のための準備2025年度以降、国立印刷局が同データベース運用

主担当省庁：デジタル庁

1. ベース・レジストリの政策効果について

政策効果算出の考え方

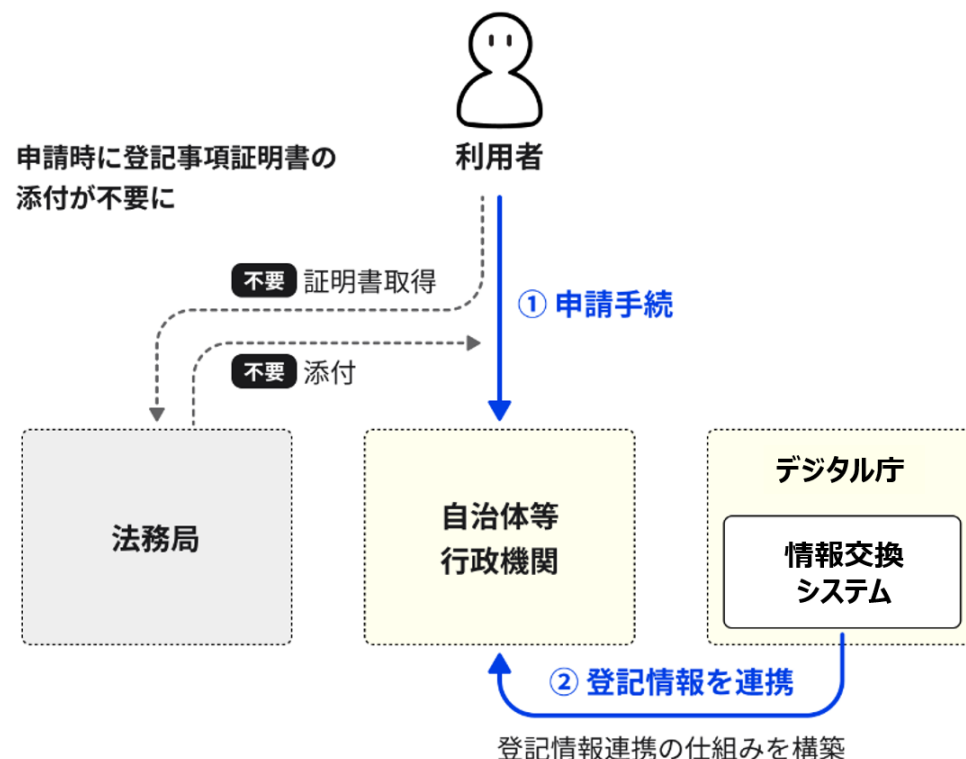
- ベース・レジストリに関する政策は、住所・所在地、法人の名称など、制度横断的に多数の手続で参照されるデータからなる公的基礎情報データベース（ベース・レジストリ）を整備し、行政機関や民間事業者の利用促進を行うことで、手続等に係る国民の利便性向上や国・地方の行政運営の効率化を達成することを目指すもの。
- その政策効果は、データの利用形態によって異なることから、政策効果算出にあたっては、利用形態（ユースケース）毎に、（１）手続に係る国民の利便性向上（２）行政運営の効率化に分けて算出する。
- 利用形態のうち、（１）手続に係る国民の利便性向上や（２）行政運営の効率化に大きく関わるものとしては、
 - ・法人ベース・レジストリについては、「①書類添付の削減」「②申請項目の自動入力」「③変更届出の省略」「④登記事項確認のオンライン化」
 - ・不動産登記ベース・レジストリについては、「①書類添付の削減」「④登記事項確認のオンライン化」
 - ・アドレス・ベース・レジストリについては、「②申請項目の自動入力」であることから、これらの利用形態ごとに、国民側と行政側の政策効果を算出していく。
- なお、その他にも「⑤登記データセットの利用」も検討しているが、その政策効果は、既存システムで実現している機能を集約することによる既存システムの効率化であり、今後のシステム整備の中で検討していく。

利用形態① 書類添付の削減 概要

2024年8月30日
第4回政策評価・行政事業レビュー有識者会議資料より作成

2023年11月22日
第1回デジタル関係制度改革検討会 資料より作成

- 行政機関等の手続において、法令に基づき登記事項証明書の添付を求めている場合、申請者等が当該証明書の添付をする代わりに行政機関等が、当該証明書に係る情報を閲覧又は入手（データ連携）できる場合は、申請者等は当該添付を要しないとするもの。
- ベース・レジストリの整備にあわせ、国及び地方公共団体に対する提供を進めることで、書類添付の削減につなげていく。



（参考）情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案 附帯決議

○衆議院

一 行政手続に係る国民の利便性向上を図るため、他の法令に基づく許認可の申請時においても、データ連携により登記事項証明書の添付を不要とすることが可能となるよう、手続の簡素化の在り方について検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

○参議院

一 国民の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るため、行政機関等における更なるデータ連携を推進するとともに、他の法令に基づく許認可の申請等の行政手続においても、登記事項証明書の添付をデータ連携によって不要とすることが可能となるよう検討し、必要な措置を講ずること。

利用形態① 書類添付の削減 効果算出の考え方

- (1)**国民の利便性向上** APIによるシステム連携（API方式）と、職員が目視で閲覧／又はファイルを取得するGUI（GUI方式）がある。いずれの方式も、国民が登記事項証明書を取得するために必要な時間が削減されることから、ヒアリング等を元に「1件当たりの削減時間」を算出した上で「1件当たりの削減時間」×「時給」×「削減件数」で年単位の効果を算出する。年単位の削減件数については、5年で全ての手続きでの書類添付の削減につなげることを目標とし、削減件数の総数を5年で均等に按分する。※「時給」については、デジタル庁プロジェクト管理における共通単価（24ページ参照）を利用。以下同じ。
- (2)**行政運営の効率化** API方式の場合は、国民の手間削減だけでなく、閲覧画面へのログインや確認作業等、行政職員の事務の一部が効率化することから、その削減時間を加算する。ヒアリングを元に「1件当たりの削減時間」を算出した上で、「1件当たりの削減時間」×「時給」×「接続システム数」×「1システムあたりの件数」で算出。接続システム数については、これまでの利用実績を元に、年間2件ずつ、対象システムを増やすことを目標とし、年単位の削減効果については、4年で均等に按分する。

【積算：法人ベース・レジストリ】

（1）国民の利便性向上（API方式／GUI方式の合計）

年単位の効果：「1件当たりの削減時間（0.98時間）」×「時給（2,802円）」×「削減件数（106.3万）」÷5（年）＝約5.8億円

「1件当たりの削減時間（0.98時間）」 ※ヒアリング等により算出

「削減件数（106.3万件）」 ※「登記事項証明書の添付省略の推進に関する調査」等より算出、手続件数（590万件）について、申請者が一度に5.55件を取得することを想定し、5.55で除算（利用形態③ 変更届出の省略 平均変更届出回数（推計）を参照）

（2）行政運営の効率化（API方式に係る加算）

年単位の効果：「1件当たりの削減時間（0.1時間）」×「時給（2,350円）」×「接続システム数（8）」×「1システムあたりの件数（2.4万）」÷4（年）＝約0.1億円

「1件当たりの削減時間（0.1時間）」 ※ヒアリング等により算出

「接続システム数（8システム）」 ※既存の登記情報連携の実績（年2システムが接続）より、2026※～2029年度の4年で2×4＝8システムが接続と仮定

「1システムあたりの件数（2.4万件）」 ※既存枠組での登記情報連携の実績における1システム当たりの平均値

※法人ベース・レジストリ関係システムは2026年3月リリースを予定しているが、システム連携は連携先システムとの調整が必要であり、2026年度以降に接続と仮定

利用形態① 書類添付の削減 効果算出の考え方

【積算：不動産登記ベース・レジストリ】

（１）国民の利便性向上（GUI方式）

年単位の効果：「１件当たりの削減時間（0.46時間）」×「時給（2,802円）」×「削減件数（66.4万）」÷5（年）＝約1.7億円

「１件当たりの削減時間（0.46時間）」 ※ヒアリング等により算出

「削減件数（66.4万件）」 ※「登記事項証明書の添付省略の推進に関する調査」より算出、手続件数（332万件）について、ヒアリング等により申請者が一度に５件を取得することを想定し、５で除算

（２）行政運営の効率化（API方式に係る加算）

年単位の効果：「１件当たりの削減時間（0.1時間）」×「時給（2,350円）」×「接続システム数（８）」×「１システムあたりの件数（44.2万）」÷4（年）＝約2.1億円

「１件当たりの削減時間（0.1時間）」 ※ヒアリング等により算出

「接続システム数（８システム）」 ※各年度に２システムが接続することを想定、2029※～2032年度の４年で $2 \times 4 = 8$ システムが接続と仮定

※不動産登記ベース・レジストリ関係システムは2027年10月以降のリリースを予定しているが、システム連携は連携先システムとの調整が必要であり、2028年度より切り替え開始を行い、2029年度以降に接続と仮定

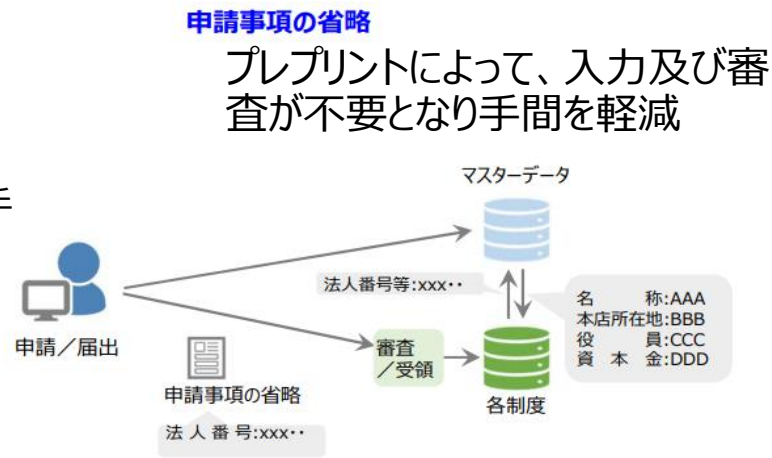
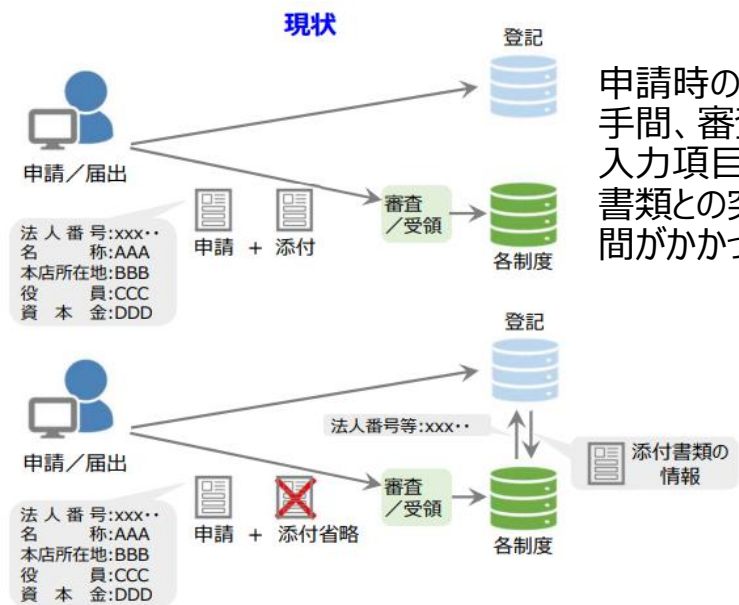
「１システムあたりの件数（44.2万件）」 ※既存枠組での登記情報連携の実績における１システム当たりの平均値

利用形態② 申請項目の自動入力 概要

2024年8月30日
第4回政策評価・行政事業レビュー有識者会議資料より作成

2023年11月22日
第1回デジタル関係制度改革検討会 資料より作成

- 個人向けの手続においては、「書かない確定申告」等、申請項目の全てを申請者等の手入力させるのではなく、行政機関が保有する項目については、「入力済」として画面上で申請者に表示する機能を実装しているが、法人向けの手続においては、申請者が、法人の名称、所在地、代表者氏名等の基本情報を手入力しており、申請者の入力負担になっている。加えて、審査を行う行政職員も、申請者が入力した情報と別途入手する登記情報との目視突合を行っており、行政機関側の負荷も生じている。
- 電子申請を行う際、登記事項証明書と同一の内容の申請項目について、申請者が入力するのではなく、登記情報を情報連携することによってシステム上に予め自動表示すること（プレプリント）により、国民の利便性を向上するとともに、行政運営の効率化を実現する。申請時点で正確なデータが入力されることで、様々な行政機関が保有するデータの品質が確保されることにも繋がる。



利用イメージ

事業形態		※法人 ○個人事業主
基本情報		
法人番号	法人番号を入力し、名称や所在地を自動取得	
法人名/番号	法人番号を入力し、名称や所在地を自動取得	
所在地	※個人事業主の方は、印鑑登録証明書の住所を入力してください（法人の方は入力不要です）。※特例区、後合併指定都市の区は自動的に記入ください。	
都道府県	選択してください	
市区町村	選択してください	
町名番地、ビル名等	選択してください	

利用形態② 申請項目の自動入力 効果算出の考え方（法人）

- 申請項目の自動入力の実現されると、「書類添付の削減」以上の更なる効率化が達成される。書類添付の削減の場合は、国民が添付する書類を入手する手間が削減される一方で、国民は引き続き手入力で申請項目を入力し、かつ、行政職員は、申請者の入力情報と、別途入手する登記情報等を見比べ、入力情報が正しいか審査する。一方、申請項目の自動入力となされると、これら両方の行為が不要となる。「申請項目の自動入力」は、「書類添付の削減」の発展形と捉えることができる。
- そのため、「申請項目の自動入力」の政策効果については、書類添付の削減の効果とは別に、国民が入力する／行政職員が確認する時間が削減される分とする。（１）国民の利便性向上（２）行政運営の効率化ともに、ヒアリング等を元に「１件当たりの削減時間」を算出した上で、「１件当たりの削減時間」×「時給」×「接続システム数」×「１システムあたりの件数」で年単位の効果を算出する。接続システム数については、これまでの利用実績を元に、年間２件ずつ、対象システムを増やすことを目標とし、年単位の削減効果については、４年で均等に按分する。

【積算：法人ベース・レジストリ】

（１）国民の利便性向上

年単位の効果：「１件当たりの削減時間（０．０５時間）」×「時給（２,８０２円）」×「接続システム数（８）」×「１システムあたりの件数（２．４万）」÷４（年）＝約０．１億円

「１件当たりの削減時間（０．０５時間）」 ※デジタル庁による試算

「接続システム数（８システム）」 ※既存の登記情報連携の実績（年２システムが接続）より、２０２６※～２０２９年度の４年で２×４＝８システムが接続と仮定

※法人ベース・レジストリ関係システムは２０２６年３月リリースを予定しているが、システム連携は連携先システムとの調整が必要であり、２０２６年度以降に接続と仮定

「１システムあたりの件数（２．４万件）」 ※既存枠組での登記情報連携の実績における１システム当たりの平均値

（２）行政運営の効率化

年単位の効果：「１件当たりの削減時間（０．１時間）」×「時給（２,３５０円）」×「接続システム数（８）」×「１システムあたりの件数（２．４万）」÷４（年）＝約０．１億円

「１件当たりの削減時間（０．１時間）」 ※ヒアリングにより算出

「接続システム数（８システム）」 ※国民の利便性向上に係る件数と同じ

「１システムあたりの件数（２．４万件）」 ※国民の利便性向上に係る件数と同じ

利用形態② 申請項目の自動入力 効果算出の考え方 (アドレス・ベース・レジストリ)

- 電子申請等において、アドレス・ベース・レジストリで整備された町字データを参照し、各手続において郵便番号入力による住所入力補助により導入前と比較して住所文字列の入力時間が削減される分を独自の効果とする。
(1) 国民の利便性向上 (2) 行政運営の効率化ともに、「重点計画において目標とする手続」×「1手続あたりの平均手続件数」×「1件当たりの削減時間」×「時給」で年単位の効果を算出する。年単位の削減効果については、5年で均等に按分する。

【積算：アドレス・ベース・レジストリ】

(1) 国民の利便性向上

年単位の効果：「重点計画において目標とする手続（500手続）」×「1手続あたりの平均手続件数（191,648件）」×「1件当たりの削減時間（0.00028時間〔10秒〕）」×「時給（2,802円）」÷5（年）＝約1.4億円
「重点計画において目標とする手続（500手続）」 ※デジタル社会の実現に向けた重点計画（2024年）。2030年までに500手続
「1手続あたりの平均手続件数（191,648件）」 ※「行政手続等の棚卸調査結果等（令和3年度調査）」の1件以上の手続がある手続数の1件当たりの総手続数
「1件当たりの削減時間（0.00028時間〔10秒〕）」 ※デジタル庁にて算出

(2) 行政運営の効率化

年単位の効果：「重点計画において目標とする手続（500手続）」×「1手続あたりの平均手続件数（191,648件）」×「1件当たりの削減時間（0.00028時間〔10秒〕）」×「時給（2,313円）」÷5（年）＝約1.2億円
「重点計画において目標とする手続（500手続）」
「1手続あたりの平均手続件数（191,648件）」
「1件当たりの削減時間（0.00028時間〔10秒〕）」 } ※ 国民の利便性向上と同じ

利用形態③ 変更届出の省略 概要

2024年8月30日
第4回政策評価・行政事業レビュー有識者会議資料より作成

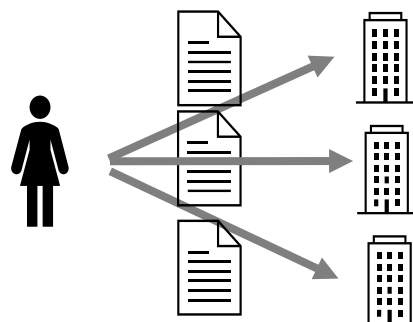
2024年3月22日
第4回デジタル関係制度改革検討会 資料より作成

- 現状、法人の名称、所在地、代表者氏名等の登記事項に変更があった場合、他の法令に基づき、当該変更について、変更届出を行わなければならないとされているが、2024年通常国会において、「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」が成立したことにより、今後は、登記事項と同一の項目の変更に関し、行政機関等が情報連携により入手した場合は、他の法令に基づく変更の届出が行われたことと「みなし」、他の法令に基づく変更の届出を省略できるようにする。

許認可等を受けている法人が名称や所在地等を変更した場合

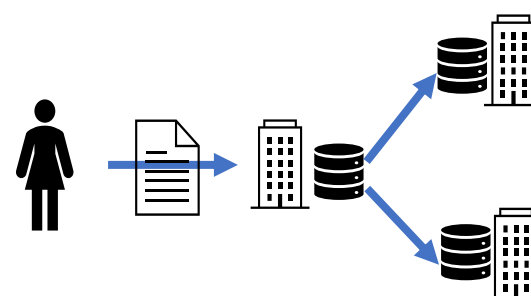
これまでは何度も手続

- ・名称、所在地等を変更したとき、登記に加え、様々な許認可、届出、認定制度等で届出が必要



今後は手続は一度のみ

- ・登記を一度変更すれば足りる
(他の行政機関は、データ連携で情報入手)



利用形態③ 変更届出の省略 効果算出の考え方

- 変更の届出を不要とすることで、国民の届出に要する時間が削減されるとともに、審査を行う行政職員においても当該届出に係る審査時間が削減される。
- ヒアリング等を元に「1件当たりの削減時間」を算出した上で「1件当たりの削減時間」×「時給」×「削減件数」で年単位の効果を算出する。なお、年あたりの削減件数については、法人ベース・レジストリについては、4年で8制度での変更届出の省略を行うことを目標とし、削減件数の総数を4年で均等に按分する。

【積算：法人ベース・レジストリ】

（1）国民の利便性向上

年単位の効果：「1件当たりの削減時間（4.48時間）」×「時給（2,802円）」×「削減件数（95.5万）」÷4（年）＝約30.0億円
「1件当たりの削減時間（4.48時間）」※オンラインの場合と対面の場合でそれぞれヒアリング等により算出し、加重平均
「削減件数」※登記事項の変更件数（登記統計）17.2万×1法人当たりの平均変更届出回数※＝95.5万件

※平均変更届出回数（推計）＝①（4）＋②（1）＋③（0.555）＝5.55（回）

① 税（国税・地方税）、社会保険、ログイン認証は全ての法人対象 ⇒ 届出回数＝4制度×1＝4（回）

② 許認可、規制は約半数に関係 ⇒ 届出回数＝2制度（許認可、規制）×0.5（対象法人割合）※＝1（回）

※全法人に占める規制対象業種の割合 許認可対象業種法人事業所数約147万／全法人事業所数約320万（経済センサスー活動調査より）

③ 補助金、支援制度は約0.5～5割に関係 ⇒ 届出回数＝2制度（A補助金、B支援制度）×0.275（（0.05＋0.5）÷2）＝0.55（回）

A 補助金を利用する法人の割合 15.9万社（事業再構築補助金申請件数）÷307万社（全法人数※）≒0.05 ※2021年申告法人

B 支援制度を利用する法人の割合 158.5万社（2023年信用保証対象者数）÷307万社（全法人数※）≒0.5 ※2021年申告法人

（2）行政運営の効率化

年単位の効果：「1件当たりの削減時間（0.2時間）」×「時給（2,350円）」×「削減件数（95.5万件）」÷4（年）＝約1.1億円
「1件当たりの削減時間（0.2時間）」※ヒアリング等により算出
「削減件数（95.5万件）」※国民の利便性向上に係る件数と同じ

利用形態④ 登記事項確認のオンライン化 概要

2024年8月30日
第4回政策評価・行政事業レビュー有識者会
議資料より作成

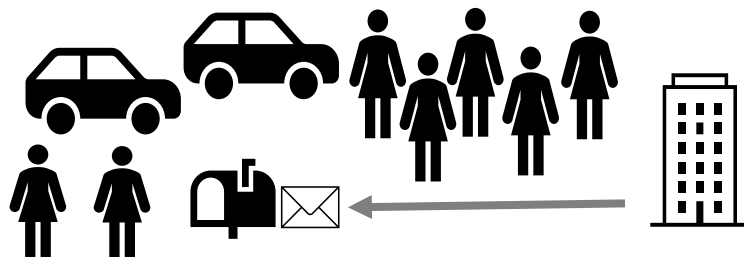
2024年3月22日
第4回デジタル関係制度改革検討会 資
料より作成

- 行政職員が業務において最新の法人情報等を確認するために登記事項を確認する場合、「公用請求」として、登記事項証明書を郵送で取得する、又は、法務局において登記事項証明書を取得する事務が存在する。「郵送」の場合は数日要するため、急ぎで確認する場合は法務局に直接赴き、取得する必要がある。
- ベース・レジストリとして登記事項をオンラインで確認することができるようにすることで、登記事項証明書の取得に係る手間を無くすことを目指す。

行政職員が手続や事務処理のために登記事項証明書を必要とする場合

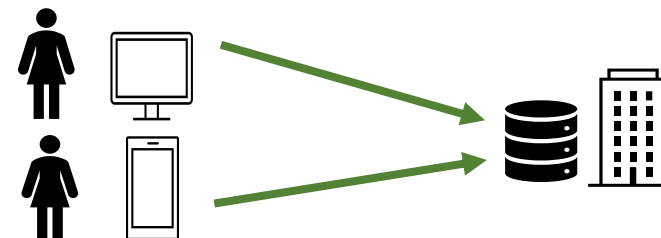
これまでは書類の取得が必要

・行政職員は登記事項の確認のために書類（登記事項証明書）を取得



今後は書類の取得は不要

・行政職員が登記情報をオンラインで確認できるようになり、職員は書類の取得が不要



利用形態④ 登記事項確認のオンライン化 効果算出の考え方

- ・ 登記事項確認のオンライン化が実現されることで行政機関の職員が登記事項証明書を取得するために必要な時間が削減されることから、ヒアリング等を元に「1件当たりの削減時間」を算出した上で「1件当たりの削減時間」×「時給」×「削減件数」で年単位の効果を算出する。年あたりの削減件数については、5年で全ての確認でのオンライン化の削減につなげることを目標とし、削減件数の総数を5年で均等に按分する。

【積算：法人ベース・レジストリ】

（２）行政運営の効率化

年単位の効果：「1件当たりの削減時間（1.5時間）」×「時給（2,350円）」×「削減件数（43.8万）」÷5（年）＝約3.1億円

「1件当たりの削減時間（1.5時間）」 ※地方分権化における検討やヒアリング等により算出

「削減件数（43.8万）」：年間公用請求3,300万件を「登記事項証明書の添付省略の推進に関する調査業務」における商業法人登記と不動産登記の割合で按分した件数（438万件）について、ヒアリング等を元に、行政職員が一度に10件を取得すると想定し、算出し、10で徐算

【積算：不動産登記ベース・レジストリ】

（２）行政運営の効率化

年単位の効果：「1件当たりの削減時間（1.5時間）」×「時給（2,350円）」×「削減件数（286.2万）」÷5（年）＝約20.2億円

「1件当たりの削減時間（1.5時間）」 ※地方分権化における検討やヒアリング等により算出

「削減件数（286.2万）」：年間公用請求3,300万件を「登記事項証明書の添付省略の推進に関する調査業務」における商業法人登記と不動産登記の割合で按分した件数（2,862万件）について、ヒアリング等を元に、行政職員が一度に10件を取得すると想定し、算出し、10で徐算

①～④の政策効果の合計

2024年8月30日
第4回政策評価・行政事業レビュー有識者会議資料より作成

法人ベース・レジストリ

年度	2026		2027		2028		2029		2030	
国民／行政の別	国民	行政	国民	行政	国民	行政	国民	行政	国民	行政
①書類添付の削減	5.8億円	—	11.7億円	—	17.5億円	—	23.4億円	—	29.2億円	—
書類添付の削減（API）	—	—	—	0.1億円	—	0.3億円	—	0.4億円	—	0.5億円
②申請項目の自動入力	—	—	0.1億円	0.1億円	0.1億円	0.2億円	0.2億円	0.3億円	0.3億円	0.5億円
③変更届出の省略	—	—	30.0億円	1.1億円	59.9億円	2.3億円	89.9億円	3.4億円	119.9億円	4.5億円
④登記事項確認のオンライン化	—	3.1億円	—	6.2億円	—	9.2億円	—	12.3億円	—	15.4億円
計	5.8億円	3.1億円	41.7億円	7.5億円	77.6億円	12.0億円	113.5億円	16.4億円	149.4億円	20.8億円

※端数処理の関係で各年度の政策効果の合計と合計欄が一致しない場合がある。

①～④の政策効果の合計

不動産登記ベース・レジストリ

年度	2028		2029		2030		2031		2032	
国民／行政の別	国民	行政	国民	行政	国民	行政	国民	行政	国民	行政
①書類添付の削減	1.7億円	—	3.4億円	—	5.2億円	—	6.9億円	—	8.6億円	—
書類添付の削減（API）	—	—	—	2.1億円	—	4.2億円	—	6.2億円	—	8.3億円
④登記事項確認のオンライン化	—	20.2億円	—	40.4億円	—	60.5億円	—	80.7億円	—	100.9億円
計	1.7億円	20.2億円	3.4億円	42.5億円	5.2億円	64.7億円	6.9億円	86.9億円	8.6億円	109.2億円

アドレス・ベース・レジストリ

年度	2026		2027		2028		2029		2030	
国民／行政の別	国民	行政	国民	行政	国民	行政	国民	行政	国民	行政
②申請項目の自動入力	1.4億円	1.2億円	2.8億円	2.4億円	4.2億円	3.6億円	5.6億円	4.8億円	7.0億円	6.0億円

（１）国民の利便性向上の時給単価

申請等の手続を行う国民の時給単価として、デジタル庁におけるシステムレビューにおける共通単価（民間事業者等における平均時給単価）を使用

「年間平均給与（4,576千円）※１」÷「年間総実労働時間（1,633時間）※２」=2802円

※１ 民間給与実態調査（令和４年度分）

※２ 毎月勤労統計調査（令和４年度確報）

（２）行政運営の効率化

業務を行う行政職員の時給単価として、デジタル庁におけるシステムレビューにおける共通単価（国家公務員の時給及び地方公務員の時給）を元に算出

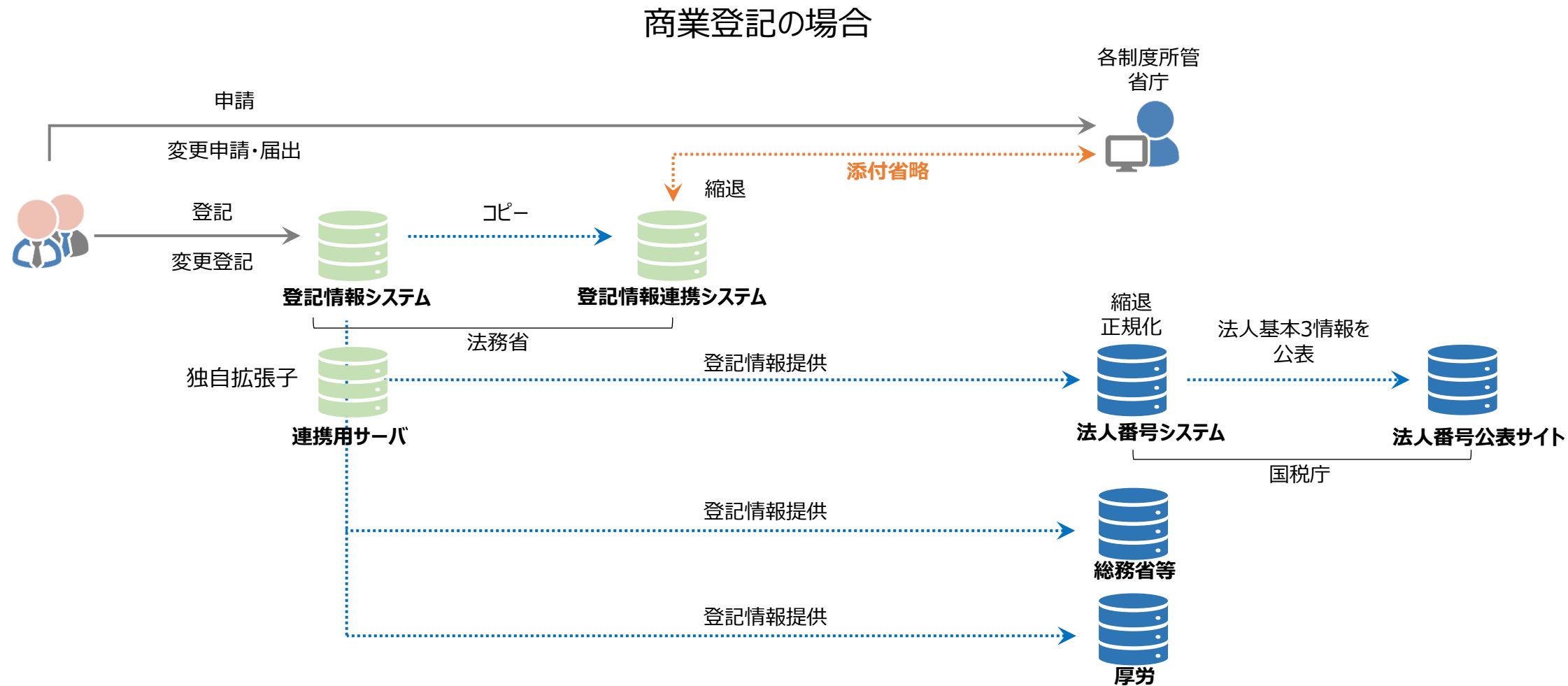
{「2,580円（国家公務員の時給）」×「252,790（国家公務員の職員数）※１」+「2,313円（地方公務員の時給）」×「2,803,708（地方公務員の職員数）」} ÷「3,056,498（行政職員の数）※２」=2,350円

※１「令和５年度国家公務員給与等実態調査」

※２「令和５年地方公務員給与実態調査」

システム関連図 現状

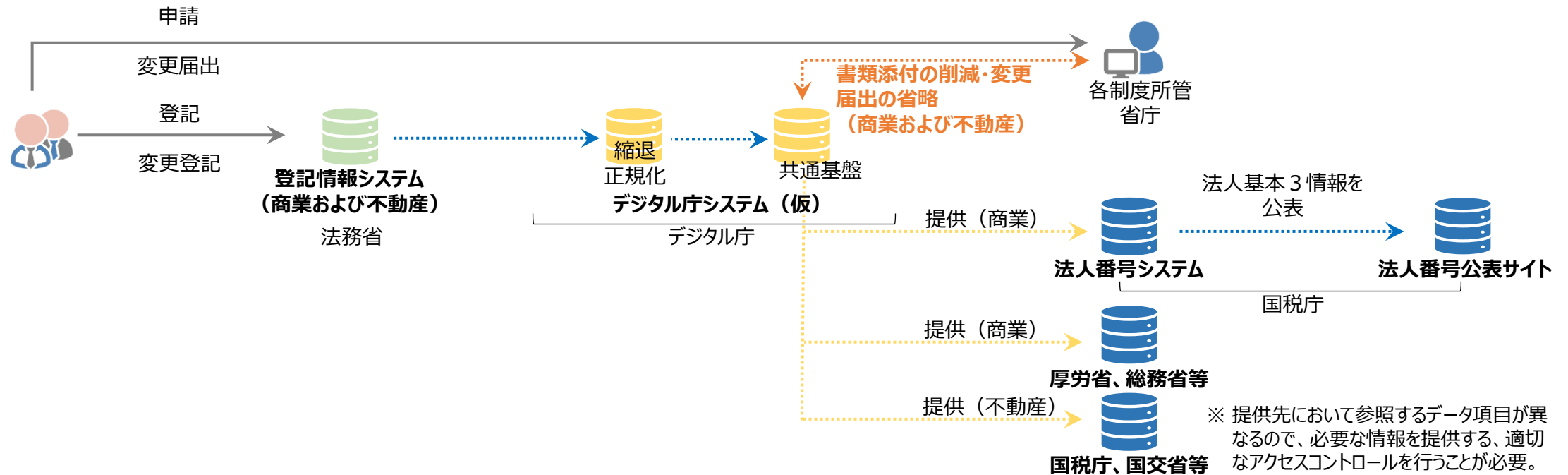
- 現状は、添付省略のための登記情報連携システムと、個別ニーズに応じた提供ルートが存在。



利用形態⑤

登記データセットの利用 今後の対応

- 登記情報システムの次々期システム更改（2030年予定）までの過渡期においては、**デジタル庁にて、情報の提供根拠に係る制度的な対応やシステム的な共通基盤の準備が整い次第、住所の正規化や文字の縮退等を実施した上で、利用者への登記情報の提供を開始する。**
- また、デジタル庁側の**準備が済み次第、登記情報システム経由による、既存の提供ルートについては、順次移行して一本化する。**

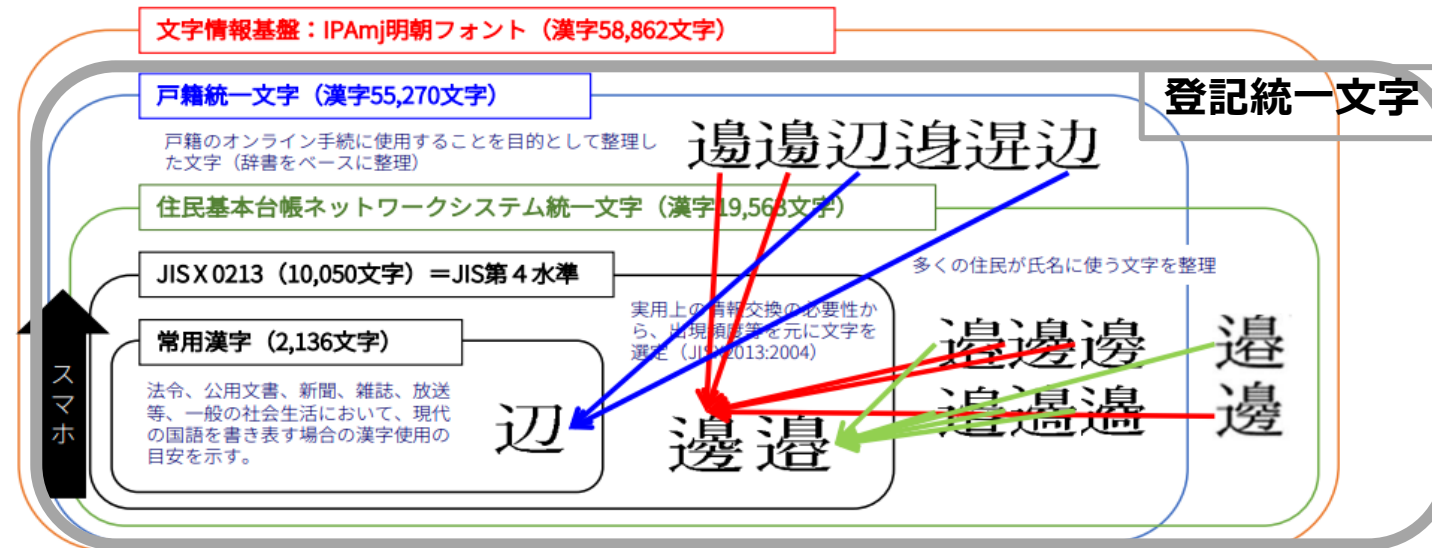


2. 文字規格に係る課題への対応方針（案）

データの標準化の基準策定

- データ連携において、データ提供元と利用側のシステムの文字規格が異なると、いわゆる文字化け（「◆」等と表示される）等が生じてしまう。
- 現在、自治体システム標準化において、自治体基幹業務システムにおけるデータ要件・連携要件（総論）において、「氏名等」に関する規格（行政事務標準文字(MJ+)※）について、デジタル庁・関係省庁で検討しているところであるが、国の行政機関等のシステムにおける、登記関係の文字についても規格を整理する必要。

＜各文字規格と登記関係の文字規格の関係性イメージ＞



「文字要件説明資料」（2023年6月30日デジタル庁作成）から一部追記

データ受領側のシステムにおける規格外の文字は文字化け

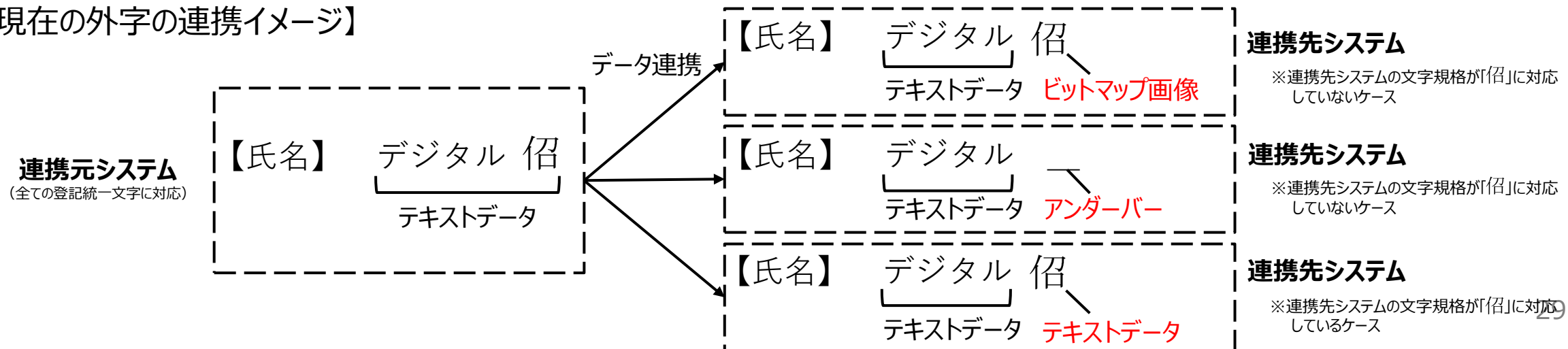
※行政事務標準文字（MJ+）とは、文字情報基盤（全ての国民の氏名をコンピュータで扱うことが可能になることを目指して2011年に策定された文字規格であり、「MJ」ともいう。）に、戸籍事務で使用している実績がある文字のうち、MJに同定できない文字を加えた文字セットを指す。

登記データ連携における文字規格の現状

- 登記データの円滑な連携を実現するため、商業法人・不動産登記ベース・レジストリシステムの整備に関する検討を進めているところ、データの円滑な連携には、データの内容に係る標準化だけでなく、**データの形式等に係る標準化も実現することが必要**である。
- 現在の登記データの連携元システム（法務省システム）と連携先システム（各行政機関等のシステム）は、システムの文字規格が異なるため、データを連携した際、**画像ファイルや「_」（アンダーバー）等に置き換えられる文字（外字）が存在する**ほか、連携先システムで**登記データを変換・突合することができない**ケースがある。
- 仮に、現行システムにおいて、登記事務で利用されている文字（登記統一文字）を正確な字形で連携するためには、**連携先システムが連携元システムの独自規格に対応する必要があり、コスト高となる**。
- こうした現状を踏まえて、登記データを連携する際の**文字規格に関する課題やこれに対する方策を整理**したうえで、**登記データの文字規格の標準化※に向けた検討**を行うとともに、**商業法人・不動産登記ベース・レジストリの文字規格を定める必要**がある。

※登記統一文字は登記事務で利用する文字であり、他の行政機関の登記事務以外の事務では扱えないため、登記統一文字を扱える標準的な文字規格を整備し、登記データの利用行政機関システムに連携する際に当該文字規格に変換することで、円滑なデータ連携が可能となる。

【現在の外字の連携イメージ】

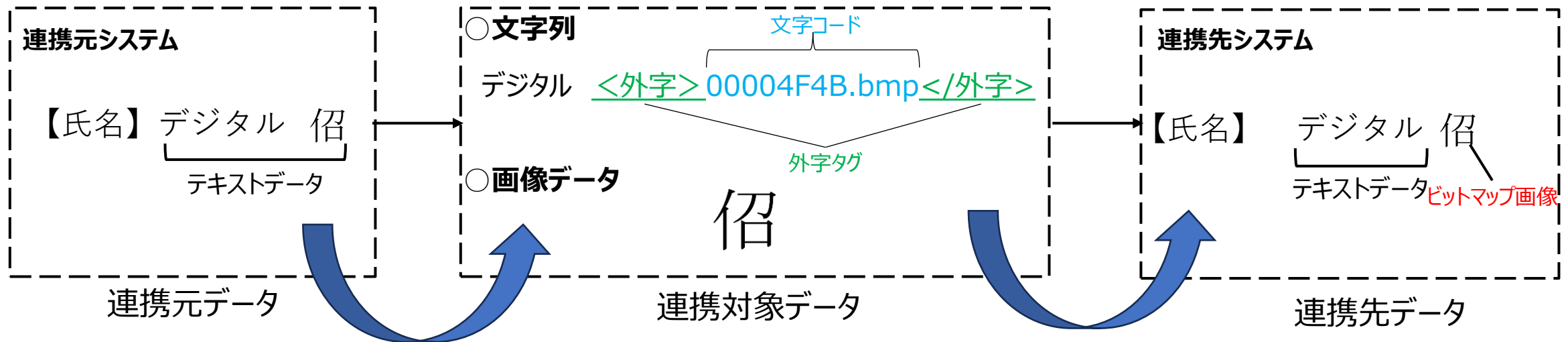


登記データ連携における文字要件の課題①

【外字処理に関する課題】

- ・ **外字に対応する**（例：各行政機関等の端末で表示させる）ためには、**外字を画像ファイル等で連携させる特別な処理が必要であり**、現在は、各行政機関等のシステムにおいてこの**処理に必要な機能をそれぞれ整備し**、外字が含まれたデータが連携された際には、その**都度、各行政機関等のシステムにおいて処理**を行っている（行政運営の非効率化）。
- ・ 一方、外字の処理に必要な機能を整備していない場合には、外字が「 」（アンダーバー）となって連携することとなり、**一部のデータが欠落**してしまう（データの完全性の低下）。

■ 外字に対応するための特別な処理のイメージ



連携元システムにおいて、外字の
テキストデータを外字タグに変換

各連携先システムにおいて特別な処理が必要

外字タグの読み取り、タグ内の文字列を文字コード
として解釈し、該当する画像を表示する処理が必要

登記データ連携における文字要件の課題②

【連携するシステムで整備しているデータ間の文字規格の相違に関する課題】

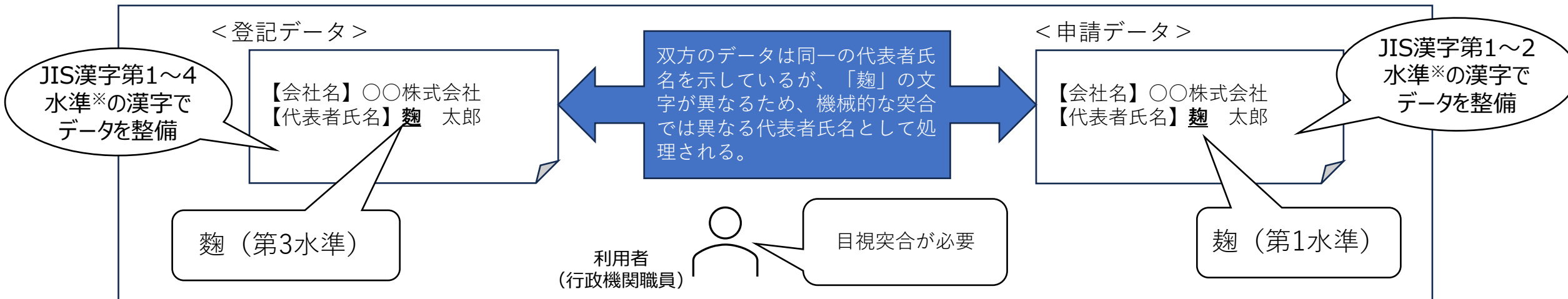
- 連携先システムが連携元システムから提供されるデータの文字規格に対応しているが、連携先システムで採用しているデータの文字規格がこれと異なる場合、同じ意味を表すが形が異なる文字がそのまま連携されることとなり、システム上で適切なデータの突合ができず、**目視突合が必要**となる（行政運営の非効率化）。

【ベンダー独自の文字規格に関する課題】

- ベンダー独自の文字規格を標準的な文字規格に変換するためには**特別な変換ツールが必要**になる。

<データの文字規格が異なることによる課題の具体例>

登記データと申請データで採用している文字規格が異なる場合（下図）、例えば、登記データでは「麴」（JIS第3水準）とされている一方、申請データシステムではこの文字を用いないこととしているため、「麴」（JIS第1水準）とされており、このような場合には、申請データシステムでは異なる文字として処理されるため、行政機関等においてこのような文字が含まれるデータを適切に連携させるためには、目視突合が必要となる。



※ 使用頻度等に基づいて、規格の対象となっている漢字が4つに分類されており、連携元システムと連携先システムで対応している水準が異なる場合、両システムで対応している漢字の範囲が異なることとなる。
※ 連携元システムと連携先システムで同じ文字規格を採用している場合でも生じるケースであるが、文字規格の相違に関する課題ではなく、データの運用に関する課題であるため、ここでは検討の対象としない。

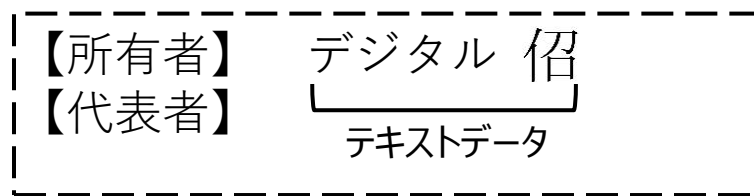
課題が解消しなかった場合に想定される弊害

- 外字処理に関する課題や連携するシステムで整備しているデータ間で文字規格が異なることによる課題を解消せずに、商業法人・不動産登記ベース・レジストリシステムを整備した場合、各行政機関等のシステムを利用する行政職員や国民が法人や不動産に関する情報を適切に検索できなくなるなどによって、整備効果が限定的となるおそれがある。
- また、ベンダー独自の文字規格等を採用した場合には、連携先の各行政機関等のシステムにおいて当該文字規格に対応するための開発等を実施する必要があるほか、ベース・レジストリシステムにおいて当該文字規格を維持するための追加的なコストが発生する。

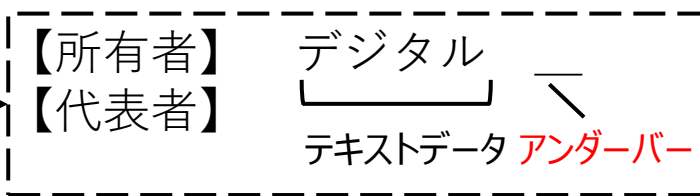
【外字処理に関する課題等が解消しなかった場合の弊害（イメージ）】

ベース・レジストリシステム

行政機関等システム



データ連携



検索

「デジタル 侶」が保有している不動産を調査したい



利用者
(行政機関職員)

①法人番号を入力

②代表者を自動入力



利用者
(国民)

「デジタル 侶」と検索しても該当する情報が取得できない。

登記事項証明書に記録された情報（代表者）を行政機関等システムに予め表示させることができなかった結果、手入力が必要となり（国民の利便性低下）、審査者の突合コストも増加（行政運営の非効率化）

対応方針（案）

- 各行政機関システムにおける外字処理やデータの欠落、目視突合等の課題を解消し、行政運営の効率化等を図るため、ベース・レジストリから**登記データを提供**する際の文字規格は、**行政事務標準文字(MJ+)**をベースに検討すべきではないか。

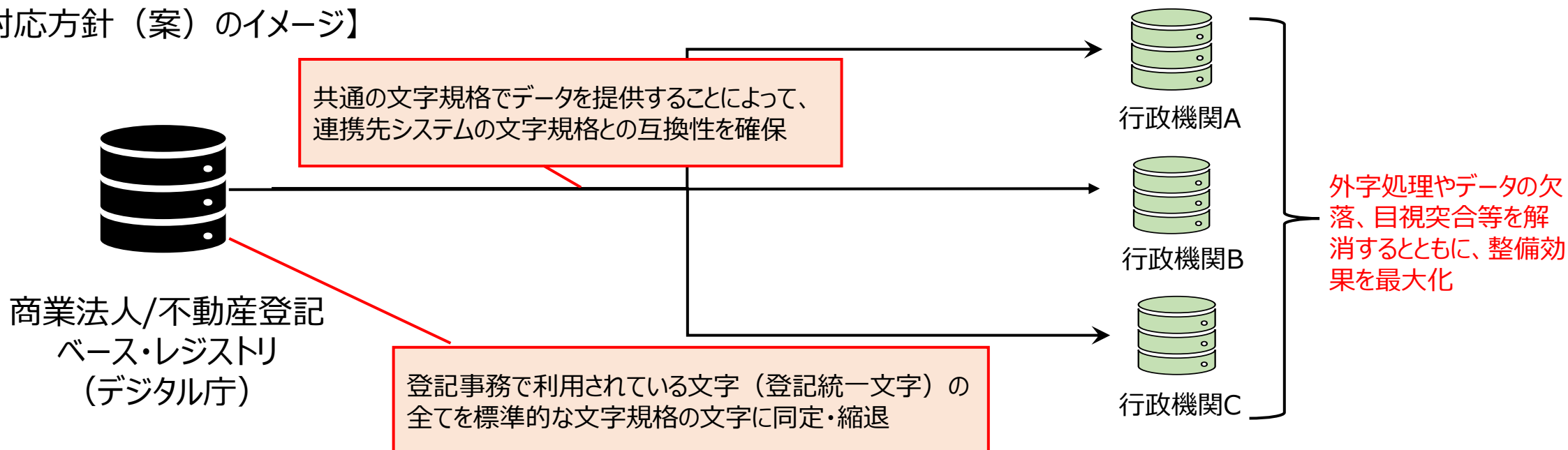
※ 行政事務標準文字(MJ+)が登記統一文字を網羅的に対応しているか否かについては、今年度末までに検証を行う予定。

※ 提供先の行政機関のニーズ（例：登記情報を連携することによってシステム上に予め表示させた届出情報を申請者（国民）にも確認してほしい、連携された登記情報を行政機関等のパソコン端末等でも表示したい など）によっては、最新のJIS規格に縮退したうえで提供することも想定（ベンダー独自の文字規格等を採用した場合の弊害を踏まえて、ベンダー独自の文字規格等は採用しない。）。

※ これらの課題の解消を通じて、約3.1億円の費用削減に寄与できる見込み。

- 行政事務標準文字(MJ+)**を含めた既存の文字規格では今回の課題を解消できない場合には、**登記データを扱う国の行政機関等のシステムの文字規格を策定**すべきではないか。

【対応方針（案）のイメージ】



想定される政策効果【各行政機関等の運用費の削減効果】

- ・ 登記データを扱う国の行政機関等のシステムで利用する標準的な文字規格を定めるとともに、当該文字規格を、商業法人・不動産登記ベース・レジストリから各行政機関等にデータを提供する際の文字規格とすることにより、各行政機関等において外字に対応するための運用費が削減される。
- ・ ヒアリング等を元に、現在の外字対応の方法別に「外字に対応するための運用費」×「その対応方法を採用しているシステム数」で年単位の効果を算出する。

（２）行政運営の効率化

年単位の効果：各行政機関等の外字対応に関する運用費の削減効果（約2.6億円）

①外字の処理に必要な機能の運用費（約0.42億円）：

「運用費（約0.07億円）」×「システム数（6）」＝約0.42億円

「運用費（約0.07億円）」 ※外字の処理に必要な機能を維持するために必要な運用費についてヒアリング等により算出

「システム数（6）」 ※ヒアリング等により算出

②システムが外字に対応しない場合の対応（約0.126億円）：

「運用費（約0.063億円）」×「システム数（2）」＝約0.126億円

「運用費（約0.063億円）」 ※外字周辺の情報から外字となっている文字を特定し、特定した文字を埋めるために必要な運用費についてヒアリング等により算出

「システム数（2）」 ※ヒアリング等により算出

③機械的に文字列の変換や突合ができなかった場合の目視確認対応（約2.002億円）：

「運用費（約2億円）」×「システム数（1）」＋「運用費（約0.002億円）」×「システム数（1）」＝約2.002億円

「運用費（約2億円）（約0.002億円）」 ※機械的に文字列の突合ができなかった場合に目視確認を行うために必要な運用費についてヒアリング等により算出

「システム数（2）」 ※ヒアリング等により算出

④ベンダー独自の文字規格に対応するための費用（約0.042億円）：

「運用費（約0.042億円）」×「システム数（1）」＝約0.042億円

「運用費（約0.042億円）」 ※ベンダー独自の文字規格から標準的な文字規格に変換することなどを行う運用費についてヒアリング等により算出

「システム数（1）」 ※ヒアリング等により算出

想定される政策効果【課題解消による政策効果発現効果】

- 標準的な文字規格を定め、法人等に関するデータを行政機関等に連携させる際の課題を解消することによって、ベース・レジストリの政策効果を最大限発現させることができる。そのため、ベース・レジストリの政策効果のうち、当該課題が解消されることによって発現できる効果（以下「発現効果」という。）を算出する。
- ヒアリング等を元に、ユースケースの類型ごとに「ユースケースの政策効果」×「外字発生率」で年単位の発現効果を算出する。なお、課題が解消されなかった場合に追加負担が生じるものについては、「ユースケースの政策効果」×「外字発生率」×「対応時間」×「時給」で年単位の発現効果を算出する。

（１）国民の利便性向上

年単位の効果：発現効果（約0.2億円）

①申請項目の自動入力に関する発現効果（約0.004億円）：

「申請項目の自動入力に関する政策効果（約0.1億円）」×「外字発生率（4%）」＝ 約0.004億円

「申請項目の自動入力に関する政策効果（約0.1億円）」 ※16ページ参照

「外字発生率（4%）」 ※令和5年度の実証事業で取得した登記データのうち外字が含まれていた件数により算出

②変更届出の省略に関する発現効果（約0.2億円）：

「変更届出の省略の実現による削減手続件数（95.5万件）」×「外字発生率（4%）」×「対応時間（0.2時間）」×「時給（2,802円）」＝ 約0.2億円

「変更届出の省略の実現による削減手続件数（95.5万件）」 ※19ページ参照

「外字発生率（4%）」 ※令和5年度の実証事業で取得した登記データのうち外字が含まれていた件数により算出

「対応時間（0.2時間）」 ※外字が発生した際に行政機関等から届出を行うべき者に対する届出事項の確認のために要する時間についてヒアリングにより算出

想定される政策効果【課題解消による政策効果発現効果】

(2) 行政運営の効率化

年単位の効果：発現効果（約0.3億円）

①書類添付の削減に関する発現効果（約0.088億円）

「書類添付の削減に関する政策効果（法人約0.1億円・不動産約2.1億円）」×「外字発生率（4%）」＝約0.088億円

「書類添付の削減に関する政策効果（法人約0.1億円・不動産約2.1億円）」※13ページ及び14ページ参照

「外字発生率（4%）」※令和5年度の実証事業で取得した登記データのうち外字が含まれていた件数により算出

②申請項目の自動入力に関する発現効果（約0.004億円）

「申請項目の自動入力に関する政策効果（約0.1億円）」×「外字発生率（4%）」＝約0.004億円

「申請項目の自動入力に関する政策効果（約0.1億円）」※16ページ参照

「外字発生率（4%）」※令和5年度の実証事業で取得した登記データのうち外字が含まれていた件数により算出

③変更届出の省略に関する発現効果（約0.18億円）

「変更届出の省略の実現による削減手続件数（95.5万件）」×「外字発生率（4%）」×「対応時間（0.2時間）」×「時給（2,350円）」
＝約0.18億円

「変更届出の省略の実現による削減手続件数（95.5万件）」※19ページ参照

「外字発生率（4%）」※令和5年度の実証事業で取得した登記データのうち外字が含まれていた件数により算出

文字規格に係る課題に関する質疑応答

衆 地方創生・こども・デジタル特別委員会2024/4/25 伊坂 信彦君

○井坂委員

（略）最後、大きな三つ目の話で、いわゆる名簿の整理についてであります。先ほどのマイナンバーカードをどういう仕組み、立て分けにするかという話は、野球に例えれば、全体のルールをどうするかみたいな話でありますけれども、その更に土台ですよ、基盤の更に下のグラウンドをいかに平らにするかみたいな話だと思います。私、実は、落選中、何か仕事をしなければということで、会社設立の書類を作る、電子定款をネットでお客さんを集めて大量に作る仕事をやっておりまして、年間五千件ぐらい会社をつくっているわけでありますけれども、そうすると、やはり何が一番困るって、漢字なんですね。名前とか住所の漢字。

一番ポピュラーなのはサイトウさんでありますけれども、サイトウのサイの字もトウの字も本当にいろいろなバリエーションがあって、くさかんむりもよく見たら上が切れているとか、ヌマという字も、何かよく見たら点が一個ついているとか、本当にいろいろあるんですよ。これは、日本の歴史と文化として別に悪いことではなかったわけではありますが、それも今回、やはりマイナンバーの名寄せの失敗の大きな原因になっているというふうに思います。参考人に伺いますが、この住所、氏名データを整理、今回の法律でするわけですが、まず、その前に、外字と呼びますが、こういうバリエーション、漢字のバリエーションの標準化をすべきでないか。

聞くとところによると、自治体のシステムでは既に標準化が始まっているそうなんですね。それはいいことだと思います。ちょっとどうなるのか、サイトウさんといったら、いろいろなサイトウさんも全部、一番シンプルなサイトウさんで悪いけれども表記させてもらうということになるのかというふうに思いますけれども、そういうことをしないと、要は、違う漢字でたまたまサイトウさんを書いちゃったから同一人物の名簿が二本できるとか、我々も選挙をやっているから、名簿の整理は大変じゃないですか。何か亡くなったと思って消したつもりが、ちょっと違う字で残っていて、手紙が届いて物すごく怒られたりとか、本当にあるわけなんですね。

文字規格に係る課題に関する質疑応答

衆 地方創生・こども・デジタル特別委員会2024/4/25 伊坂 信彦君

○井坂委員

だから、名簿の整理というのは我々共通の課題でありますので、そのときに、外字の問題、自治体が自治体システムで今やっているのであれば、当然これは政府のシステムでも同じ文字セットを使ってやらなきゃ、また二種類の文字セットが混在して名簿のダブリ問題が発生しますから、当然それをやるという御答弁をいただきたいと思います。

○楠政府参考人 お答え申し上げます。

議員御指摘のとおり、国の行政機関のシステムと自治体の基幹業務システムとは連携が想定されるものでございまして、両者で異なる文字ルールを作成をすることは、デジタル社会の形成の観点から適切ではないというふうに認識をしております。現在、二〇二五年度末までに自治体の基幹業務システムの標準化の取組を進めておりますけれども、この標準化をきっかけといたしまして、外字を使用せず、また、新たな外字も発生させないことを目指した取組を進めているところでございます。

行政事務標準文字、自治体で進めている取組というのは、元々、戸籍のシステムが自治体の戸籍と国の戸籍副本システムとの連携をしている中で、国の戸籍副本システムで使っている文字を自治体の業務システムで使っていこうという取組でございまして、まさに自治体と国で同じ文字セットでやり取りをしていくということが大きな目的でございまして、一方で、今回の標準化におきまして、氏名と、特に戸籍の中には住所も入っていますので、氏名と住所についてはしっかりと必要な漢字が網羅されているのでありますけれども、一方で、例えば、先ほど会社設立の例を出されておりましたけれども、照合に用いられる外字というのはまだ戸籍の中に入っていないので、この文字の中に入っていないというようなところがございまして、こういったところをまだまだちょっと整備を引き続きやっていく必要があるというふうに認識をしております。

文字規格に係る課題に関する質疑応答

衆 地方創生・こども・デジタル特別委員会2024/4/25 伊坂 信彦君

○楠政府参考人

こういった、今の行政事務標準文字で対応できないものに関しましては、引き続き検討を要する部分というのもございますけれども、今後、円滑にデータ連携を進めていくために、このベースレジストリー、公的基礎情報データベースの整備改善計画に基づきまして、関係行政機関と連携をして、国の行政機関における文字ルールにつきましても適切に検討してまいりたいというふうに考えております。

○井坂委員

最後の法人の会社名のところだけ、ちょっとどうなるか分からないということで心配はあるんですけども、当然、やはり同じ文字セットで今後あらゆる行政情報の入力を行うということにしなければいけないと思いますから、是非やっていただきたいと思います。時間がないので、地番のこと。地番も同じで、一丁目二番三号だけかと思ったら、一丁目二番地三とか、一丁目二番地の三とか、いろいろなバリエーションがあるわけですね。これも、地番の標準化もやるべきだ。今はまだそこまでやる予定になっていなくて、町字の表記ぶれまでしか今はやっていないということですから、これは質問はしませんが、急いでやっていただきたいというふうに思います。

大臣、最後に伺いますが、今回はやはり漢字だけで名寄せをしたから失敗したと思うんですね。氏名、住所の漢字で、要は目視でやろうとしたから失敗をしたと思うので、今回、片仮名表記を氏名、住所、追加をして、これから収集をするというふうに伺っておりますけれども、時間が来てしまいましたので質問はできませんが、この片仮名表記も是非、パスポートに書くだけとかではなくて、むしろ片仮名を基準に名簿の同一性チェックをすることになると、これは、目視じゃなくて、コンピューターで網羅的にざっと早くできる部分がありますので、是非、片仮名表記を今回取り入れるのであれば、名簿のクレンジング整備、同一性確認に片仮名表記をきちんと使う、使う前提で片仮名表記を整備していただきたいということだけ最後に申し上げて、質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

3. 地図データの提供に関する検討（案）

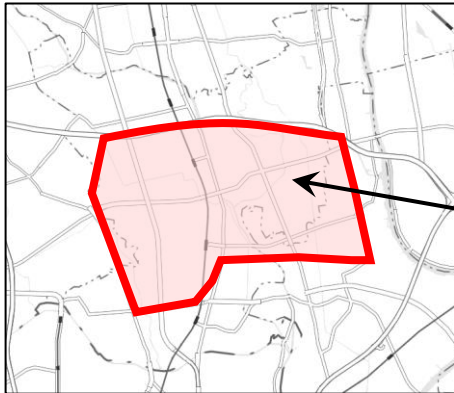
地図情報の現状

- ・ 現在、デジタル庁では、**国民の利便性向上、行政運営の簡素化・効率化を実現するため、不動産登記に係るデータを標準化（表記揺れの解消など）し、各行政機関等に提供することを目指している（不動産登記ベース・レジストリシステムの整備）。**
- ・ 各行政機関等の業務においては、不動産登記情報とともに、**地図情報※を確認し、申請者（国民）の申請内容を審査**するものなどがある。
- ・ この際、不動産登記情報と地図情報が紐付いておらず、申請のあった所在の検索の手間や登記所備付地図（45ページ参照）を追加で求めるといったケースがある。

※ 民間企業や行政機関等から提供されている地図の情報（地図データをGISソフトウェア等で読み込んだものを含む。）を指す。

【不動産登記情報とともに地図情報を活用している例】

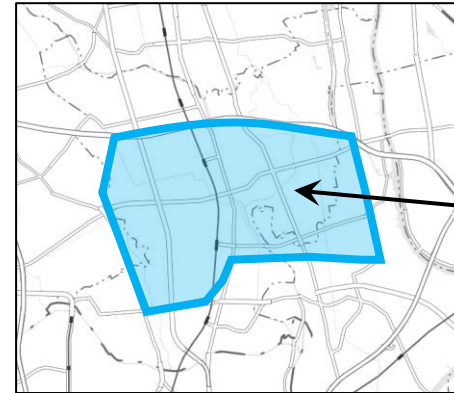
①特定の区域を対象とした手続における審査業務



赤枠内の区域において不動産取引を行うためには事前届出が必要

審査業務においては、不動産登記情報等を用いて届出内容（土地の所有者など）を確認するとともに、**地図情報を用いて届出の対象区域となっているかを確認**している。

②区域によって添付書類が異なる手続における審査業務



青枠内の区域における認定を取得するためには追加の添付書類が必要

審査業務においては、不動産登記情報等を用いて申請内容（土地の所有者など）を確認するとともに、**地図情報を用いて申請のあった区域を確認し、当該区域での審査に必要な書類が添付されているか確認**している。

地図情報の課題

【不動産登記情報（土地）と地図情報が紐づいていないことに関する課題】

- 各行政機関等が保有している**不動産登記情報（土地）と地図情報は、それぞれのデータで表記揺れ等が生じており、お互いに紐づけられる形になっていない※。**

※ 住居番号と地番は付定する体系が異なるため、一般の地図は必ずしも不動産登記情報と紐づけられない。また、登記所備付地図は、不動産登記データ（土地）と、地名・地番等により紐づけることは可能であるが、表記揺れ等が生じているため紐付けの精度が低い。

- このため、審査の度に、**不動産登記情報（土地）と地図情報を別々に検索**することとなる。また、申請があった土地の正確な位置が把握できなかった場合には、**申請者（国民）に対して、登記所備付地図を追加で求めるケースもある（少なくとも、年間30万件の手続で追加で求めている。）**。

【地図データの最新性に関する課題】

- 法務省から行政機関等が取得できる地図データ（登記所備付地図の地図データ）の**更新頻度は年 1 回程度**であるため、時間の経過とともに、**データの最新性が失われ、申請内容等と地図データが一致しないことがある。**

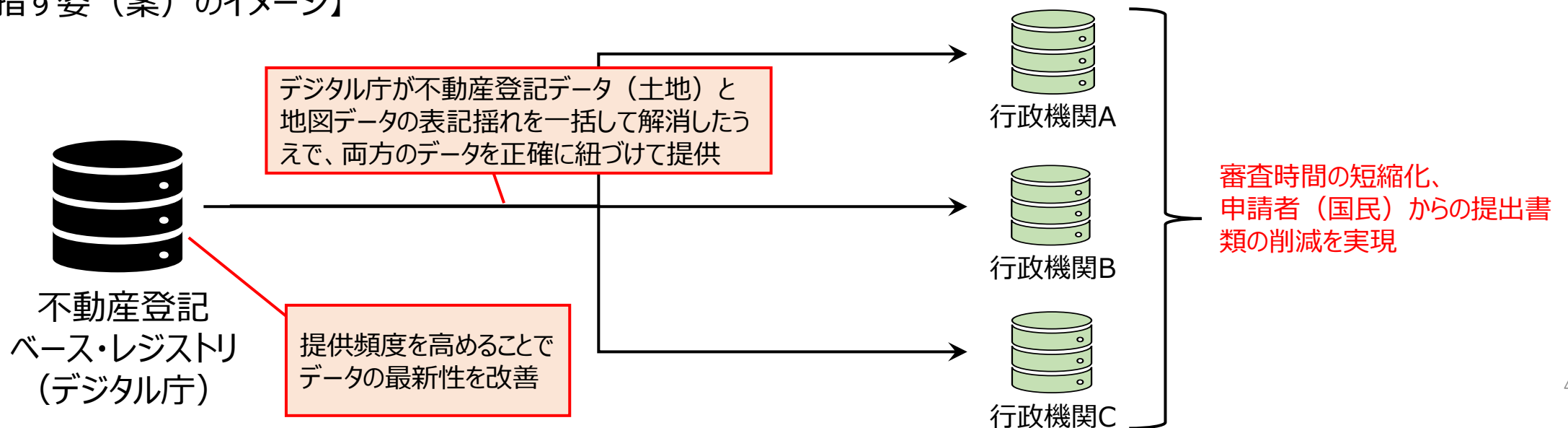


これらによって、各行政機関等における**審査時間の長期化**や申請者（国民）からの**追加書類の提出**が生じており、不動産登記ベース・レジストリの整備効果（国民の利便性向上、行政運営の簡素化・効率化）を更に高めるため、各行政機関等に対して、**不動産登記データ（土地）と紐付いた地図データを提供することも検討するべきではないか。**

地図データの目指す姿（案）

- ・ 昨年度、デジタル庁において実証事業を実施。それによると、9 割以上のデータを正確に紐づけることができる見込み。
 - ・ 不動産登記ベース・レジストリにおいて、**不動産登記データ（土地）と地図データの表記揺れを一括して解消**したうえで、両方のデータを**正確に紐づけて各行政機関等に提供**し、各行政機関等がGISソフトウェア等を用いて不動産の所在地を地図の形式で正確に把握できるようにする。
 - ・ 不動産登記ベース・レジストリを整備することで、地図データの**提供頻度を高められる可能性がある**（現状の年 1 回程度から**月に 1 回程度に改善**することを想定）。
- ⇒ **不動産登記データ（土地）と地図データを正確に紐づけて提供***するとともに、**データの最新性を改善**し、審査時間の短縮化、申請者（国民）からの提出書類の削減を実現。

【目指す姿（案）のイメージ】



想定される政策効果

不動産登記データ（土地）と地図データ（登記所備付地図の座標情報）が紐づけられる形で行政機関等に提供されることで、国民が登記所備付地図を取得するための時間が削減される（**国民の利便性向上**）。また、行政機関等において不動産登記情報（土地）と地図情報を別々に確認する必要がなくなることなどによって行政機関の審査時間が削減される（**行政運営の効率化**）。

これらを踏まえて、ヒアリング等に元に「1件当たりの削減時間」及び「件数」を算出した上で「1件当たりの削減時間」×「時給」×「削減件数」で年単位の効果を算出する。 ※「時給」については、デジタル庁プロジェクト管理における共通単価（24ページ参照）を利用。

（１）国民の利便性向上

【国民が登記所備付地図を取得するための時間削減】

年単位の効果：「1件当たりの削減時間（0.46時間）」×「時給（2,802円）」×「削減件数」＝約2.6億円

「1件当たりの削減時間（0.46時間）」 ※ヒアリング等により算出。

「削減件数（20.3万件）」 ※ヒアリング等により算出した登記所備付地図を追加で求める手続件数（38.3万件）と不動産登記ベース・レジストリから提供できる地図データの割合（約53%、地籍調査の実施割合に基づいて算出。以下同じ。）を踏まえて算出。

（２）行政運営の効率化

【審査時間の短縮化】

年単位の効果：「1件あたりの削減時間（10分）」×「時給（2,350円）」×「削減件数（20.7万件）」＝約0.8億円

「1件当たりの削減時間（10分）」 ※ヒアリング等により算出。

「削減件数（20.7万件）」 ※ヒアリング等により算出した審査で地図情報を確認している手続件数（国民から提出された登記所備付地図を確認している手続の件数（38.2万件）と、国民に登記所備付地図の提出までは求めないが、審査に当たって地図情報を確認している手続件数（0.8万件）を足した件数）と不動産登記ベース・レジストリから提供できる地図データの割合（約53%）を踏まえて算出。

※現在、デジタル庁がヒアリング等を通じてニーズを把握している手続に基づいて算出したものであり、今後のヒアリング等によって効果が増大する可能性がある⁴⁴

(参考) 登記所備付地図

- 登記所備付地図は、不動産登記法（平成16年法律第123号。以下「法」という。）第14条第1項で定められた地図※である。

※ 法第14条第4項に規定する地図に準ずる図面も含む。

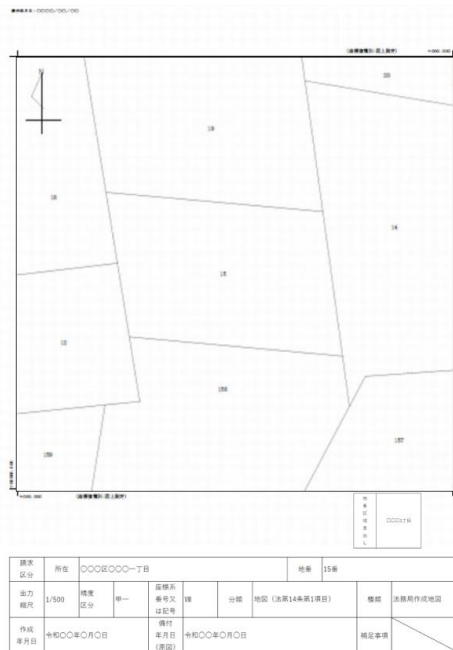
- 登記簿には土地の地番や面積などが記載されているが、土地の位置や形状は記載されていないことから、土地の地番や面積などとともに、土地の位置や形状も把握することができるようにするために整備されているもの。
- 登記所備付地図の電子データは、法務省が整備しており、加工が可能な地図XMLフォーマットで公表されている。

○不動産登記法（平成16年法律第123号）（抄） （地図等）

第14条 登記所には、地図及び建物所在図を備え付けるものとする。

- 前項の地図は、一筆又は二筆以上の土地ごとに作成し、各土地の区画を明確にし、地番を表示するものとする。
- 第1項の建物所在図は、一個又は二個以上の建物ごとに作成し、各建物の位置及び家屋番号を表示するものとする。
- 第1項の規定にかかわらず、登記所には、同項の規定により地図が備え付けられるまでの間、これに代えて、地図に準ずる図面を備え付けることができる。
- 前項の地図に準ずる図面は、一筆又は二筆以上の土地ごとに土地の位置、形状及び地番を表示するものとする。
- 第1項の地図及び建物所在図並びに第4項の地図に準ずる図面は、電磁的記録に記録することができる。

登記所備付地図のイメージ



登記所備付地図の電子データイメージ

```
<?xml version="1.0" encoding="UTF-8"?>
<xs:schema xmlns:zmn="http://www.moj.go.jp/MINJI/tizuzumen" xmlns:tzu="https://www.digital.go.jp/"
  xmlns:xs="http://www.w3.org/2001/XMLSchema" targetNamespace="https://www.digital.go.jp/"
  elementFormDefault="qualified" attributeFormDefault="unqualified">
  <xs:import namespace="http://www.moj.go.jp/MINJI/tizuzumen" schemaLocation="tizuspatial.xsd"/>
  <!-- 地図 -->
  <xs:element name="地図">
    <xs:complexType>
      <xs:sequence>
        <xs:element name="version" type="xs:string" fixed="ver1.0"/>
        <xs:element name="地図名" type="xs:string"/>
        <xs:element name="市区町村コード">
          <xs:simpleType>
            <xs:restriction base="xs:string">
              <xs:length value="5"/>
            </xs:restriction>
          </xs:simpleType>
        </xs:element>
        <xs:element name="市区町村名" type="xs:string"/>
        <xs:element name="座標系" type="tzu:座標系"/>
        <xs:element name="測地系判別" minOccurs="0">
          <xs:simpleType>
            <xs:restriction base="xs:string">
              <xs:enumeration value="測量"/>
              <xs:enumeration value="変換"/>
            </xs:restriction>
          </xs:simpleType>
        </xs:element>
      </xs:sequence>
    </xs:complexType>
  </xs:element>
```

地図データの提供に関する質疑応答

衆 地方創生・こども・デジタル特別委員会2024/4/25 岡本 あき子君

○岡本委員 立憲民主党・無所属の岡本あき子でございます。

質問の機会をいただき、ありがとうございます。

最初に、データ、レジストリーの件について、私からも確認をさせていただきたいと思います。

資料を一枚めくっていただいて、まだ届いていないかもしれませんが、資料二のところで、今回、ベースレジストリーとして指定をするものが一覧として載っております。この中に、土地系のデータベース、赤線を引かせていただいておりますが、令和6年4月25日 衆議院地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会議事速報（未定稿）これが、各省庁で持っているデータベースをデジタルの方でレジストリーにするという案が入っております。私、よくこの土地系に指定をするという覚悟をしたなと、ある意味、驚いております。

資料三を見ていただければ、令和三年のときに、IT戦略室で既におっしゃっていますけれども、「台帳の保有する地図データそのものの連携を可能とする必要があるが、地図データの四割程度は地籍調査等を経ていない古い公図のままである。そのため、当該四割程度は正確な緯度経度が確定できない任意座標系に基づくものであり、他の地図データとの連携の際に適切に重ね合わせられないなどの課題がある。」と指摘があります。

また、法務省で、不動産の登記というのがまずは軸になるのかなと思うんですが、法務省の中でも、地図混乱区域があったりしている状況です。

地図データの提供に関する質疑応答

衆 地方創生・こども・デジタル特別委員会2024/4/25 岡本 あき子君

○岡本委員

これをオープンにして、そして、それぞれの地図、どこか変更したら自動的に変更もできるようにしていくんだというのがこのレジストリーの共有化の目的だと思うんですが、大変な整合性を取る作業が必要なんじゃないかと思いますが、これはどのようにデータの正確性、それから、連携できる取組を進めていくのか。この点、これはデジ庁が担当するのではないかと思います、是非、大臣、お答えいただければと思います。

○河野国務大臣

日本の国の中には、地籍調査が完了していなくて、筆界も確定できていないものも結構ございますので、これは現場でいろいろ進めていただかないと、特に、筆界なんというのは、当事者が合意をしていただかないとできないということがございます。

ただ、今、いろいろな行政の業務の中で、登記事項を確認をする必要があるものがありまして、そのたびに、データがないものですから、登記事項証明書を取ってきてくださいということになって、これは国民の皆様にも行政職員にも結構不便を強いるということがございますので、最初から完全なものはできないんですけれども、少なくとも、できるものからベースレジストリー化していく。そうすると、登記事項証明書がなくとも登記事項の確認ができるようなところは、これは利便性が向上しますので、まずそういうできるところからやりながら、現場の作業も進めていただくとということになるのかなというふうに思っております。

地図データの提供に関する質疑応答

衆 地方創生・こども・デジタル特別委員会2024/4/25 岡本 あき子君

○岡本委員

登記事項を発行するのであれば、これは法務省のデータベースをオープンにすればいいだけだし、今、実際、オンラインでも手に入れることができるんじゃないかと思います。あえて土地系でデータベースをレジストリー化するという意味というのは、デジ庁として、やはりここを共有の、共通のデータベースとして使い勝手をしていくべきということで指定をされたんじゃないかと私は思っております。所有者不明や相続未登録土地など、こういうのが、整合性を合わせていくことで解決につながるということは大変期待をしているんです。ただ、私、地元は宮城県ですが、震災のときも大変筆界で苦労しました。ただ、おかげさまで、集中的に取り組んでいただいたおかげで、筆界が明確になって、相続ですとか、あるいは住宅の再建、進めていただきました。これは市町村で取り組みたくても、予算がないのでできないんです。

それから、デジ庁、法務省、国交省、それから、地籍ですとかあるいは地図混乱というと、都道府県の予算も使うことになるんです。この予算の確保、それから、それぞれの省庁の優先順位づけ、これが合わないがために、結果としてずっと、市町村でやりたくてもやれずにずっと残っている。その結果、先ほど指摘があったように、四割地籍調査を終えず、自治体の公開する情報としても、登記の情報と国土地理院が出している地図が合っていないとか、そういうことが起こりかねないんです。是非、これはデジタル大臣として、デジタル庁でちゃんと、データ、レジストリーを、各省庁が持っているところのデータを整合性を促進をするんだという意味での予算獲得、それから行政組織間の協力、これを求める覚悟を示していただきたいと思います。お答えください。

地図データの提供に関する質疑応答

衆 地方創生・こども・デジタル特別委員会2024/4/25 岡本 あき子君

○河野国務大臣

これは我が国としてやらなければいけないことですので、ここはしっかりやろうということで、ベースレジストリーの中に組み込むわけですが、実際のデータ連携をするためには、データの正確性が担保されているというのは非常に大事なことです。ここについては、法務省、国交省を中心に、現場も含め、しっかり予算を取ってやっていただかなければならないということですが、ベースレジストリーに組み込む以上、デジタル庁としても、そういう関係機関のお尻をたたきながら、正確なデータがきちんと組み込まれていくように、そこは見ていきたいというふうに思っております。一義的には、元情報を管理する行政機関にそのデータの正確性を担保していただくということは作業していただかなければならないということですのでございます。

○岡本委員 非常にがっかりです。

各省庁がそれぞれの予算でやってきた結果、今、例えば地籍調査が四割行われていないとか、あるいは地図混乱区域も、徐々に徐々に各省庁はやってくださっていますよ。でも、進まないんです。例えば、各市町村で都市計画道路をしたいと思っても、地図混乱がある。これをやりたい、整理したいと申し出ても、国の予算がないということで、結果として、予算がつかない以上、整備が遅れる。自治体の計画が遅れていく。最終的には、自治体が単独で予算を取らない限り進まないような、これまでの土地をめぐる歴史を考えると、私、よく土地系のデータ、ベースレジストリー、これに載せたなというところで非常に感心をした一方で期待をしたんですが、今の答弁では本当に残念です。ここは、デジタル庁がしっかり進めるんだという覚悟は持てませんか。もう一度お答えいただきたいと思います。

地図データの提供に関する質疑応答

衆 地方創生・こども・デジタル特別委員会2024/4/25 岡本 あき子君

○河野国務大臣

デジ庁が出張って行ってやるわけにはいきませんが、少なくとも、ベースレジストリーに載せる以上、そこは今までとは当然違う対応にしなければいけないというふうには思っておりますので、先ほど申し上げましたように、各省庁のお尻をたたきながらしっかり前に進めていきたいと思っております。

○岡本委員

委員 先ほど荒井委員から町の話もありました。目の前の急がなきゃいけないことじゃないと、結果としてずっと取り残されていく、それが結果としてこういう土地に関わる部分が残されていったんじゃないかと思っておりますので、是非デジタル庁がちゃんとリーダーシップを取ること、これを進めていただきたいですし、各省庁が既存の予算でということではもう限界が来ているということを強く申し上げたいと思っております。